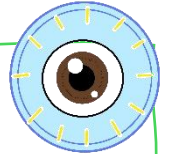




令和7年4月21日
ひがしのしょうがっこう
東野小学校
ほけんしつ
保健室

4月15、16日で視力検査（目の見えやすさの検査）をしました。結果をわたしているのでおうちの人といっしょに確認しましょう。前に検査した時よりも目が見えにくくなっていた人ははやめに病院にいきましょう。



- A (1.0以上) しっかり見えています。受診の必要はありません。
- B (0.7~0.9) 学校生活に影響がある場合があります。受診をおすすめします。
- C (0.3~0.6) 教室の後ろの方からだと黒板が見えにくいことがあります。受診の必要があります。
- D (0.3未満) 教室の前の方からでも黒板が見えにくいことがあります。受診の必要があります。



はやめの受診を+



はんてい じゅしん ほう ほんとう B判定でも受診した方がいって本当？

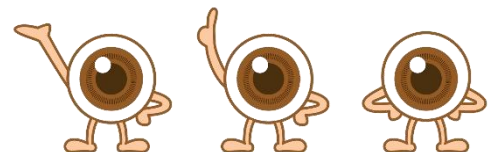
B判定を受けた人でも、ふだんぜんぜんこまっていないという人もいます。ふつう、Bくらいあれば教室のどの位置からも黒板の字が見えるとされています。しかし、油断はできません。目の病気がかかっている場合もあります。学校の視力検査では、こまかいところまでわからないので、片目でもB判定が出た人は、眼科に行ってくわしく検査をしてもらいましょう。

じゃくし しりよく せいちょう だんかい ちんたい お しりよく せいちょう
弱視：視力が成長する段階（10さいごろまで）で問題が起こり、視力がたたく成長しない状態。メガネをかけても視力が十分にならない。はやく発見し、はやく治療をはじめた場合、視力がよくなる可能性が高くなる。

きんし ちか み とお み
近視：近くは見えるが遠くのものが見えにくい。

えんし ちか とお み
遠視：近くのものも遠くのものも見えにくい。

らんし かさ
乱視：ものがいくつも重なって見える。



こどもの近視はすすむのがはやいため、はやめに眼科に行ってできるだけはやく治療をはじめましょう。

こども通院助成金が支給されます！

。。。 おうちの人へ

今年度（令和7年4月1日）から、大崎上島町では、こども通院助成金支給がはじまりました。こどもの診療のため、町外の医療機関に通院する場合、交通費が支給されるというものです。

●対象者

- ・ こども医療者受給者証を持つこどもを養育する者
- ・ 町外の医療機関を受診した者
- ・ こども通院助成金についてほかの公的助成等を受けていない者

●対象となる医療機関及び診療

- ・ 町内に常設されていない診療科に限る。



（例）小児科・皮膚科・耳鼻咽喉科・眼科等

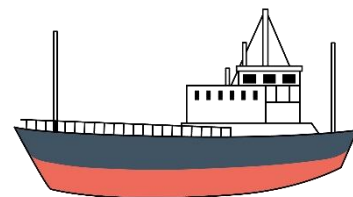
※歯科・内科等は町内に医療機関があるため対象としない。

- ・ 対象とする診療は、保険診療に限る。

※保険外診療及び予防接種は対象としない。

●申請書類

- ・ 申請書
- ・ 領収書（自動車利用を証明するもの）※原本の提出とする。
- ・ 町外の医療機関の受診を証明する書類の写し



詳しくは、大崎上島町のホームページ（健康福祉課）に記載がありますのでそちらをご覧ください。